



# 三重県公報

平成30年3月27日(火)

第 2991 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
38	三重県公有財産規則の一部を改正する規則	( 管 財 課 )	3
39	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	( 雇 用 対 策 課 )	3
40	三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則	( 住 宅 政 策 課 )	4
41	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	4
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則12-4 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則	( 人 事 委 員 会 )	5
	三重県人事委員会規則12-13 (公益的法人等への職員の派遣等に関する規則) の一部を改正する規則	( 同 )	5
<b>人 事 委 ・ 教 育 委 規 則</b>			
1	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	6
2	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則	( 同 )	6
3	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	( 同 )	9
4	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	( 同 )	9
<b>病 院 事 業 庁 管 理 規 程</b>			
3	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	( 病 院 事 業 庁 )	10
<b>告 示</b>			
229	防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	( 消 防 ・ 保 安 課 )	11
230	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	( 税 務 企 画 課 )	11
231	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	11
232	三重県指定希少野生動植物の指定をする旨	(みどり共生推進課)	12
233	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	13
234	三重県営サンアリーナの利用料金の承認	( 観 光 政 策 課 )	14
235	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	( 教 育 委 員 会 )	15
<b>人 事 委 告 示</b>			
1	労働基準法による適用事業所分類表の一部改正	( 人 事 委 員 会 )	16
<b>選 管 告 示</b>			
17	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選挙管理委員会)	16
18	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	( 同 )	16

公 告

家畜人工授精師免許証の交付	( 畜 産 課 ) 17
土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 農 地 調 整 課 ) 17
公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 ) 17
同伴	( 同 ) 17
土地区画整理組合の理事の退任及び就任の届出	( 都 市 政 策 課 ) 18

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨	( 下 水 道 課 ) 18
-----------	----------------

規 則

三重県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十八号

三重県公有財産規則の一部を改正する規則

三重県公有財産規則（昭和三十九年三重県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第三号中「五年」を「十年」に改める。

第二十四条第一項中「又は指名競争入札」を「指名競争入札又は公募」に、「落札価格」を「落札金額又は随意契約に係る契約金額」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十九号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則（昭和三十五年三重県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「介護福祉士養成科」の下に「及び保育士養成科」を加える。

別表第一中

普通課程	メタルクラフト科	2 年	を
	自動車技術科	2 年	
	電子制御情報科	2 年	
	機械制御システム科	2 年	
	介護福祉士養成科	2 年	

「

普通課程	メタルクラフト科	2 年	に改める。
	自動車技術科	2 年	
	電子制御情報科	2 年	
	機械制御システム科	2 年	
	介護福祉士養成科	2 年	
	保育士養成科	2 年	

」

別表第一メタルクラフト科の項中「280」を「300」に改める。

別表第一自動車技術科の項を次のように改める。

自動車技術科	自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	1 系基礎 (1) 学科 イ 生産工学概論 ロ 電気及び電子理論 ハ 材料 ニ 自動車の構造及び性能	総時間 2,800 400	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 自動車整備用機械類 器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	20
--------	--------------------------------	---	---------------------	------------------------	--	----

自動車の整備及び検査における技能及びこれに関する知識	ホ 自動車の力学 ヘ 製図 ト 燃料及び潤滑油 チ 安全衛生 リ 関係法規				
	(2) 実技 イ 測定基本実習 ロ 工作基本実習 ハ 安全衛生作業法	80			
	2 専攻 (1) 学科 イ 機器の構造及び取扱法 ロ 自動車整備法 ハ 検査法	230			
	(2) 実技 イ 自動車整備実習 ロ 検査実習 ハ 故障原因探究実習	1,140			

別表第一機械制御システム科の項中「300」を「320」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成八年三重県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「四」を「三」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十一号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二〇号の項中

「	三	「	二
	六		四
	一		一
	二		一

二	六	一	四	二	一	一	一	一	一	六	二
一	三	一	二	二	一	一	一	一	一	三	二

を

に改め、同表第二十一号の項中「四四」を「四五」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委規則

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「農林水産政策推進監」を「農林水産政策・輸出促進監」に改め、「食の産業政策推進監」を削り、同表教育委員会事務局の項中「特別支援学校整備推進監」を削る。

別表第二中

自動車税事務所	所長										
職員研修センター	所長										
自動車税事務所	所長										
林業研究所	所長	研究管理監	総括研究員	副参事							
林業研究所	所長	研究管理監	林業人材育成推進監	総括研究員	副参事						

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十二年三重県条例第六十六号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二二三（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則二二二三（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二二三（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正す

る。

別表第一中第十三号から第十五号までを削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会  
教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号及び第四号中「四千二百五十円」を「五千五百円」に改め、同項第六号中「三千円」を「三千六百円」に改め、「六時間を超える場合にあつては三千七百五十円」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

※ 認 定 伺	校 長 事 務 長			
伺い	年	月	日	決定
	年	月	日	

※ 受 付 印	
------------------	--

扶 養 親 族 届 年 月 日 提出 (2 部)

様	学 校 名		住 所					
	職 種		氏 名 印					
公立学校職員の給与に関する条例 (昭和30年三重県条例第10号) 第15条の規定に基づき次のとおり届け出ます。							証拠書類	通添付
扶養親族氏名	続柄	生 年 月 日	同居 別居 の別	職業 (年収)	届出事実の 発 生 年 月 日	※支 給 の 始 期 ・ 終 期 年 月 日	届 出 の 事 由	※ 認 定 印
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
備 考								

記入上の注意

- 1 ※印以外は、職員が記入するものとする。
- 2 支給停止の届に当たって支給を停止される者に係る事項は、朱書する。
- 3 続柄欄には、戸籍謄本に基づき正しい続柄を記入する。
- 4 年収欄には、勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得等もあれば所得の種類ごとに、その金額を記入する。
- 5 届出事実の発 生 年 月 日 欄には、新たに職員となつた者に扶養親族である要件を具備する者がある場合にその職員となつた日を記入し、職員に扶養親族である要件を具備するに至つた者がある場合又は扶養親族である要件を欠くに至つた者がある場合にそれぞれの事実の生じた日を記入する。
- 6 届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由 (例えば、婚姻、出生、60歳以上、収入の減少等) 又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなつた理由 (例えば、離婚、死亡、収入の増加等) をそれぞれ記入する。
- 7 認定印欄には、認定は「認定」、支給停止は「停止」、該当しない場合は「非該当」の印を押す。
- 8 届及び届と同時に提出された証拠書類は、職員毎に整理し、保管する。
- 9 用紙は、複写のできるものとし、大きさは日本工業規格 A 4 判とする。

第2号様式 (第6条関係)

所属	扶養親族名			生年月日 (加算開始時期)		届出提出 (受理)		届出事実 の発生日		届出事由		支給及び加算の 始期・終期 (22歳年度末)		確認 年月日		氏名		備考			
	氏名	続柄	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	加算該当	加算該当	加算該当	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )
			( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	加算該当	加算該当	加算該当	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )
			( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	加算該当	加算該当	加算該当	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )
			( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	( . . 4 ~ )	加算該当	加算該当	加算該当	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )	( . . 3 )

記入上の注意

- 1 生年月日 (加算開始時期) 欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を ( ) 内に記入する。
- 2 届出提出 (受理) 年月日欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合には、届出受理日を ( ) 書で付記する。
- 3 支給及び加算の始期・終期 (22歳年度末) 欄の ( ) 内には、子・孫・弟妹が22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 4 子・孫・弟妹が22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、届出提出 (受理) 年月日欄及び届出事実の発生日欄の記入は要しない。なお、届出の事由欄には、22歳年度末と記入する。
- 5 備考欄は、扶養親族の認定上、特に必要な事項を記入する。



附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三を次のように改める。

第十七条の三 条例第二十八条及び附則第十四項の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月二日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 七時間四十五分
- 二 再任用短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間
- 三 育児短時間勤務職員等 七時間四十五分に算出率を乗じて得た時間
- 四 任期付短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十三年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百七十」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の八十五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行する。
- 2 第一条による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、平成二十九年

十一月一日から適用する。

**病院事業庁管理規程**

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

**三重県病院事業庁管理規程第三号**

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

第一条 三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「職員」を「病院事業職員」に改め、同項第二号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同条第二項第八号から第十一号までを削り、同条第四項中「第二項第四号、第六号、第八号又は第十号」を「第二項第四号又は第六号」に改める。

第二十四条第二項第一号中「百分の五百二十五」を「百分の五百五十」に改め、同項第二号中「百分の三百四十」を「百分の三百六十」に改め、同項第三号中「百分の二百五十五」を「百分の二百七十」に改め、同項第四号中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第五号中「百分の百七十」を「百分の百八十」に改める。

別表第八を次のように改める。

**別表第 8**（第 14 条の 2 関係）

職員区分 ↓ 期間区分	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難 であると管理者が認めるものを占め ることとなる職員	(ロ) (イ)の職員以外の職員
16 年未満	414,300	368,400
16 年以上 17 年未満	409,900	364,400
17 年以上 18 年未満	405,500	360,400
18 年以上 19 年未満	401,100	356,400
19 年以上 20 年未満	396,700	352,400
20 年以上 21 年未満	392,300	348,400
21 年以上 22 年未満	372,900	331,500
22 年以上 23 年未満	372,900	331,500
23 年以上 24 年未満	353,100	314,300
24 年以上 25 年未満	353,100	314,300
25 年以上 26 年未満	333,800	297,600
26 年以上 27 年未満	333,800	297,600
27 年以上 28 年未満	314,400	280,700
28 年以上 29 年未満	314,400	280,700
29 年以上 30 年未満	294,900	263,800
30 年以上 31 年未満	294,900	263,800
31 年以上 32 年未満	272,200	243,000
32 年以上 33 年未満	272,200	243,000
33 年以上 34 年未満	250,000	222,600
34 年以上 35 年未満	227,600	202,200
35 年以上 36 年未満	204,800	181,400
36 年以上 37 年未満	180,000	159,500

37年以上 38年未満	155,100	137,600
38年以上 39年未満	130,500	115,900
39年以上 40年未満	92,400	84,000
40年以上	57,100	54,200

第一 条 三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「十八」を「毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計」に改める。

附 則

- この管理規程中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行する。
- 第一条による改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第二十四条第一項の規定は平成二十九年十二月一日から、別表第八の規定は平成二十九年四月一日から適用する。

## 告 示

### 三重県告示第 229 号

防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

防災対策部関係補助金等交付要綱（平成 16 年三重県告示第 266 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中第 2 号の項及び第 3 号の項を削り、第 4 号の項を第 2 号の項とし、第 5 号の項を第 3 号の項とし、第 6 号の項を第 4 号の項とし、同表第 7 号の項(C)の欄中「(2) 災害時要援護者避難対策推進事業」を「(2) 要配慮者避難対策推進事業」に改め、同項を同表第 5 号の項とし、同表中第 8 号の項を第 6 号の項とする。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 三重県告示第 230 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による寄附金の収納事務の委託（平成 29 年三重県告示第 222 号）は平成 30 年 3 月 31 日限り、廃止します。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 1 委託先

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A  
株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦

#### 2 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

### 三重県告示第 231 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 19 日 第 6 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 松幸農産	代表取締役 松田 丈輔	伊勢市川端町 205 番地の 1

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
中立 悟史	■■■■■■■■■■	玄米	K2429260
小島 大輝	■■■■■■■■■■	玄米	K2429261

三重県告示第 232 号

三重県自然環境保全条例（平成 15 年三重県条例第 2 号。以下「条例」といいます。）第 18 条第 1 項の規定により三重県指定希少野生動植物種の指定をしますので、同条第 8 項の規定により、次のとおり告示をします。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 三重県指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針

シロチドリ	<p>1 種名 和名 シロチドリ（鳥綱チドリ目チドリ科） 学名 <i>Charadrius alexandrinus</i></p> <p>2 概要 全長 17cm 程度。砂浜海岸、干潟でみられる小型のチドリ。エサは昆虫、ゴカイなど。繁殖地は主に内湾に面した海岸の砂地で、春から夏にかけて産卵する。県内では留鳥のものと渡りをするものがある。</p> <p>3 指定要件 県内における繁殖個体数が 250 未満であると推定されていることから、三重県自然環境保全条例施行規則（平成 15 年三重県規則第 37 号。以下「規則」という。）第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による捕獲等の許可がされない場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による捕獲等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
サシバ	<p>1 種名 和名 サシバ（鳥綱タカ目タカ科） 学名 <i>Butastur indicus</i></p> <p>2 概要 体長約 50cm、翼開長約 100cm。日本には春に飛来して繁殖する。秋には大部分が東南アジアまで南下して越冬する。エサは爬虫類、両生類、昆虫、ネズミ、小型の鳥類など。水田や樹林が隣接する里山丘陵地を中心に分布する。</p> <p>3 指定要件 県内における生息個体数が 250 未満であると推定されていることから、三重県自然環境保全条例施行規則（平成 15 年三重県規則第 37 号。以下「規則」という。）第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による捕獲等の許可がされない場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による捕獲等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）</p>

	規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。
ミズギク	<p>1 種名 和名 ミズギク (被子植物双子葉類キク科) 学名 <i>Inula ciliaris</i> (Miq.) Maxim. var. <i>ciliaris</i></p> <p>2 概要 丘陵地や山地の湿地に生える高さ 20~50cm の多年草。6~10 月に茎の上部に黄色の花を咲かせる。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が 50 未満であると推定されていることから、三重県自然環境保全条例施行規則 (平成 15 年三重県規則第 37 号。以下「規則」という。) 第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第 20 条第 2 項関係) 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないこと、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第 20 条第 6 項第 2 号関係) 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第 23 条第 2 号) 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>

三重県告示第 233 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容 (日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SUPER CENTER PLANT伊賀店  
伊賀市ゆめが丘一丁目 1-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 佳史
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 佳史
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 30 年 11 月 10 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
8,530 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	529 台	縦覧による
合 計	529 台	

## (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場	50 台	縦覧による
合 計	50 台	

## (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	544 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	544 m <sup>2</sup>	

## (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設	31.02 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	31.02 m <sup>3</sup>	

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社 P L A N T	午前 7 時	午後 10 時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3 箇所	縦覧による

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 6 時まで

## 7 届出の日

平成 30 年 3 月 9 日

## 8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 3 月 27 日から同年 7 月 27 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 234 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営サンアリーナの利用料金を次のとおり承認しました。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 指定管理者

株式会社スコルチャ三重

代表取締役 濱田 典保

## 2 施設の名称及び利用料金の額

## (1) 施設

区分					1時間当たりの金額（円）		
					午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	コート貸し	一面につき（最大2時間まで。照明含む）	フットサル	2,000	2,000	2,000
				ボルダリング（1人当たり）	200	200	200

備考

- 1 利用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。
- 2 ボルダリングのコート貸しについては、18歳以上（高校生不可）で、当施設にて講習会を受講し、利用登録証を取得した場合に利用可となる。また、利用登録証の所持者3名以上での利用とする。
- 3 サブアリーナのボルダリングをコート貸し以外で利用する際は、当施設指定の指導員（有償）を配置する必要がある。
- 4 コート貸しは、割引措置及び減免措置の対象外となる。

(2) 設備及び器具

区分	設備器具名	単位	金額（円）
体育器具	ボルダリング（サブアリーナ）	1面（1日当たり）	3,000
	ボルダリング（サブアリーナ）	1面（2時間以内）	1,800
トレーニング室	ボルダリング除く	1回（2時間以内）	400
	ボルダリング（オプション利用）	1回（2時間以内）	300
	当月券（ボルダリング除く）	回数制限なし	4,000

- 3 利用承認の年月日  
平成30年3月19日
- 4 利用料金の適用年月日  
平成30年4月1日

三重県告示第235号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成30年3月27日

三重県知事 鈴木英敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6号の項（C）の欄中「保存・活用事業」を「保存事業」に改める。

別表第1第21号の項（A）の欄中「準備負担金」を「負担金」に改め、同項（C）の欄中「開催準備」を「開催」に改める。

別表第1第22号の項を次のように改める。

22	運動部活動指導員配置促進事業補助金	中学校の運動部活動に部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減を図るとともに、運動部活動の充実・活性化を図る。	中学校に運動部活動指導員を配置するための経費	教育長が別に定める。	市町及び一部事務組合
----	-------------------	--	------------------------	------------	------------

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

**人事委告示**

**三重県人事委員会告示第 1 号**

労働基準法による適用事業所分類表（平成 11 年三重県人事委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

表 12 の項中「職員研修センター、」を削る。

**選管告示**

**三重県選挙管理委員会告示第 17 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

平成 29 年三重県選挙管理委員会告示第 103 号は、廃止します。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

50 分の 1 の数 30,195

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 288,715

**三重県選挙管理委員会告示第 18 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

平成 29 年三重県選挙管理委員会告示第 104 号は、廃止します。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	76,977
四 日 市 市	84,945
伊 勢 市	36,007
松 阪 市	45,392
桑名市・桑名郡	40,503
鈴 鹿 市	53,503
名 張 市	22,222
尾鷲市・北牟婁郡	10,167
亀 山 市	13,237
鳥 羽 市	5,569
熊野市・南牟婁郡	10,720
いなべ市・員弁郡	19,364
志 摩 市	14,970



伊	賀	市	25,227
三	重	郡	17,911
多	気	郡	13,295
度	会	郡	13,237

公 告
-----

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
船山 そら	959	平成 30 年 2 月 6 日	牛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営ため池等整備事業長妻池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- 2 縦覧の期間  
平成 30 年 3 月 28 日から同年 4 月 24 日まで
- 3 縦覧の場所  
亀山市役所本庁舎環境産業部農政室（亀山市本丸町 577 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 12 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
桑名市

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 12 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（水準測量）
- 2 作業地域  
桑名市及び桑名郡木曾岬町

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、桑名市西別所北部土地区画整理組合から次のとおり理事の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

退任理事

加藤 定 男	桑名市大字西方 519 番地
加藤 順一郎	桑名市大字西方 520 番地
栗本 千太郎	桑名市大中央町 37 番地
西林 和 則	津市久居鳥木町 431 番地 31
水谷 功	桑名市大字西方 621 番地
山口 益 清	桑名市大字蓮花寺 108 番地

就任理事

加藤 順一郎	桑名市大字西方 520 番地
栗本 啓 子	桑名市大中央町 37 番地
西林 和 則	津市久居鳥木町 431 番地 31
水谷 功	桑名市大字西方 621 番地
水谷 一 彦	桑名市新西方 4 丁目 128 番地
山口 益 清	桑名市大字蓮花寺 108 番地

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 特定役務の名称   | 三重県流域下水道 公営企業会計システム構築及び運用保守業務                            |
| 2 担 当 部 局   | 津市広明町 13 番地<br>三重県県土整備部下水道課                              |
| 3 落札者決定日    | 平成 30 年 3 月 12 日   |
| 4 落 札 者     | 福井県坂井市丸岡町熊堂第 3 号 7 番地 1-13<br>三谷コンピュータ株式会社 代表取締役社長 齊藤 健一 |
| 5 落 札 金 額   | 入札価格 58,083,080 円<br>契約金額 58,083,080 円                   |
| 6 決 定 手 続   | 総合評価一般競争入札   |
| 7 入 札 公 告 日 | 平成 30 年 1 月 19 日   |

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---